平成２９年（フ）第１３号
岐阜県可児市下切1761番地84
債務者　菊地　里穂
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第３６号
北海道苫小牧市沼ノ端中央６丁目９番23―207号
債務者　山崎　千草
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３８号
北海道苫小牧市字植苗52番地２　医療法人こぶし植苗病院、住民票上の住所北海道苫小牧市沼ノ端中央５丁目１番32号　フローレンス博201
債務者　大崎　潤一
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３１号
岐阜県関市下有知6182番地１　コンフォール唐栗　A棟202
債務者　三輪　万紀
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５５号
岐阜県羽島市小熊町外粟野3616番地
債務者　藤江　孝浩
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５号
岐阜県可児市土田3987番地　フリーデ佐橋203、前住所岐阜県可児市土田2497番地３
債務者　シンザト　ド　ナシメント　マキ　ルシマラこと　ＳＨＩＮＺＡＴＯ　ＤＯ　ＮＡＳＣＩＭＥＮＴＯ　ＭＡＫＩ　ＬＵＣＩＭＡＲＡ
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１０号
静岡県賀茂郡松崎町松崎55番地の１
債務者　佐藤いずみ
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第１９７号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―224号、前住所神戸市東灘区御影石町２丁目13番11号　石屋川ハイツ106号
債務者　幸田　信之
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４号
徳島県美馬市脇町字曽江名351番地47　ヴィラブライトＡ号室、前住所徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地９　4042号、徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪フォーレス田中401、徳島県美馬郡つるぎ町半田字田井375番地
債務者　姫田　弥生
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第３７号
愛媛県四国中央市中之庄町317番地　オーブリーＳⅡ　Ｂ棟202号、前住所愛媛県四国中央市中之庄町1547番地５
債務者　宮田　慎平
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第４３号
大分市明野東２丁目１番３―106号
債務者　和泉　由香（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８号
宮崎県都城市都原町7248番地２　都原団地４棟５号室
債務者　竹下　純子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３４号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目2230番地６
債務者　惠利美代子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３３号
沖縄県浦添市城間２丁目１番８―401号　ティーダカン・館　城間
債務者　岩崎　結衣
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２３号
福島県郡山市町東２丁目24番地　アルビシオンＢ102号
債務者　上野　幸子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
富山市上冨居２丁目15番64―102号　クーリエ
債務者　北山　　新
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
富山地方裁判所民事部